

授業科目名	行政法概論	※必修	開講年次	1	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	行政のしくみを理解する	担当者	藤井 正希			
講義概要	<p>【概要】 行政法は憲法と同様に公法に分類されるが、一見、憲法よりも技術的色彩が強く、また、親近感の乏しい法分野のように思える。しかし、例えば、運転免許の取得や住居の新築等の場合にも、実は行政法が深く関係している。このように、私たちの生活は行政法を無視しては成り立たないのである。本講義では、このような行政法を概観し、行政のしくみを理解していく。</p> <p>【到達目標】 行政法は、特に公務員を志望する学生にとっては、極めて重要な科目といえる。受験の際はもちろん公務員になってからも、常に行政法と接することになる。本講義では、公務員試験に十分に合格でき、将来も役立つような行政法の基礎知識の習得を目標とする。また、一見、近寄りがたい行政法を学ぶ楽しさを知ってほしい。</p>					
履修条件	憲法と民法についての基礎的知識を有していることが望ましい。					
教科書・参考書	<p>【教科書】 石川敏行・藤原静雄他著『はじめての行政法』(有斐閣、2007年)、学習用六法</p> <p>【参考書】 後藤光男編著『人権保障と行政救済法』(成文堂、2010年)、行政法判例集</p>					
授業回数	内容					
1	行政法とは					
2	行政主体・行政機関					
3	行政作用の一般理論					
4	情報公開制度と個人情報保護制度					
5	行政の行為形式					
6	行政処分					
7	行政指導					
8	行政の実効性確保					
9	行政不服申立制度					
10	行政事件訴訟①					
11	行政事件訴訟②					
12	国家賠償制度①					
13	国家賠償制度②					
14	損失補償制度					
15	まとめ(総復習)					
評価方法	授業内テストの成績を基本とし、平常点(受講態度、出席回数など)を加味して評価する。 (授業内テストの成績を最も重視する)					
評価基準	上記授業単元の内容について、これをよく理解し、適切に表現できた者には「A」を与える。単元の内容についての理解や表現に不適切な点がある者はその程度に応じて「B」または「C」とし、単元の内容についての理解自体が不十分な者はその程度に応じて「D」または「E」とする。					
その他	私語や携帯電話の使用は厳禁する。 (私も一生懸命に講義するので、履修者も一生懸命に受講してほしい) ※Eカリキュラム(経営法)コースの学生は選択科目					